

兵庫県公報

令和2年12月3日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則

○ 職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 …… 1

公布された法令のあらまし

● 職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第14号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月3日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第14号

職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第20中

53

を

53
53
53
53
54

に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則第7項を次のように改める。

(期末手当の特例)

7 令和2年12月に支給する第1号会計年度任用職員の期末手当に係る第18条第4項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和3年1月1日から施行する。